

事務連絡  
平成15年3月31日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省老健局計画課長

「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」の運用に関する疑義回答」の一部改正について

標記会計処理については、平成12年12月19日社援施第49号、老計第55号「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」により行われているところであるが、同通知の一部改正に伴い、疑義回答を別紙のとおり改正するので、了知の上管内関係法人に周知願いたい。

(別紙)

- 1 問1中、答2を削除する。
- 2 問9の次に問10を以下のとおり加える。

問10 平成12年12月19日社援施第49号、老計第55号「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」は一部改正により、「指定介護老人福祉施設等介護保険事業を経営する社会福祉法人にあっては、指導指針に基づき会計処理を行うことが望ましい」とされたが、社会福祉法人会計基準についても、介護保険制度に適合したものとするべきではないか。

答 今後、社会福祉法人全体の経営を把握することを目的とした社会福祉法人会計基準について、より介護保険制度に適合したものとなるよう、その見直しを検討することといたしたい。